

## 令和7年度委託型東秩父村地域おこし協力隊募集要項 (令和8年度4月より活動開始)

### 【募集目的】

東秩父村は、埼玉県西部に位置し、都心からは60キロメートル圏内、約1300年の歴史と伝統を有する手漉き和紙と、豊かな自然や農業などの豊富な魅力を持つ「埼玉県唯一の村」です。

緑の山並みと四季折々の花々、村を流れる清流「梶川」、初級から中級レベルの様々なハイキングコース、「細川紙」を代表とする手漉き和紙などの伝統文化、神楽や獅子舞などの伝統芸能など1年を通して自然と文化が堪能できる地域であり、「細川紙」を漉くその技術は平成26年にユネスコ無形文化遺産に登録され、この小さな村も世界から脚光を浴び、より多くの観光客が訪れる様になりました。さらに、観光の拠点である「道の駅 和紙の里ひがしちちぶ」は様々な体験と交流のできる施設として人気を集めています。また、小さな村ながら3つの花火事業者があり、伝統産業として今もなお、村内だけでなく全国各地の夜空を飾り続け、手漉き和紙とともに古くから続く伝統を守り続けています。

しかしながら、中山間の強みを發揮してきた農業については高齢化がすすみ、農業者の離農や空き農地、荒廃農地の拡大が生じています。特産品である花桃をはじめとした花卉やミカンなどの果樹の農家においても後継者不足から、存続が危ぶまれています。そこで、農業者としての知見、実績を有し、問題解決に取り組む協力隊員や村での就農を目指す協力隊員を募集いたします。

### 【活動概要】

#### ○空き農地（遊休農地）の利活用、発生防止の促進にかかる業務

- ・村有農地での実験栽培など特産品の開発
- ・村内農地の保全・管理（草刈り請負等）
- ・東秩父獣友会のサポートなど鳥獣害対策
- ・その他、隊員が目的の遂行に要すること

#### ○除隊後の村での就農準備にかかる業務

- ・地域農業者、住民との関係構築
- ・就農準備（営農計画（耕作物の選定など）の作成・村内農地の確保・開業資金調達・農業技術の習得、向上・販路の獲得など）
- ・その他、隊員が目的の遂行に要すること

○その他、農政の推進にかかる業務

- ・花き研究会など村農業者団体のサポート、指導
- ・新たな農業施策の提案など

【募集人数】 2名

【募集対象】

下記①～⑧のすべての条件を満たす方

- ① 令和8年1月1日現在、20歳以上、55歳未満の方
- ② 3大都市圏をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）に在住している方で、採用後、東秩父村に生活の拠点を移し住民票を移動できる方（要件など詳しくは担当にお問い合わせください。）
- ③ 心身ともに健康で、地域の活性化に意欲と情熱があり、主体的に活動できる方
- ④ Word、Excelの操作など、一般的なパソコン、スマホ、タブレットの操作ができる方
- ⑤ 普通自動車運転免許を取得し、実際に運転ができる方
- ⑥ 村の条例及び規則等を遵守し、職務命令などに従うことができる方
- ⑦ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- ⑧ 除隊後、東秩父村地内において就農ができる方

※他自治体の認定農業者・大規模農業者・農業大学校、農業にかかる大学の卒業者、教授・農機具会社の元社員・元JA職員・農業法人の元経営者、元構成員など客観的に証明できる方については待遇に優遇があります。

【雇用形態・期間】

- (1) 東秩父村との委託契約となります。
- (2) 委託期間は委嘱の日から令和9年3月31日までとします。
- (3) 次年度以降の委嘱については、活動状況や実績を勘案して委嘱期間を更新することができます。(最長3年)
- (4) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委託契約期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。

【活動時間等】

活動時間は月160時間を上限とします。

### 【活動場所】

東秩父村内

※活動内容により上記以外での活動があることがあります。

### 【委託料等】

#### (1) 月額給与上限

月額200,000円～240,000円の範囲で経験、資格に応じて支給します。

#### (2) 活動に要する経費予算の範囲内の額で下記の経費を支払います。

- ① 農機具などの消耗品、燃料費
- ② 活動車両の燃料費
- ③ 研修費・出張等に係る旅費
- ④ その他活動に要すると認めた経費

#### (3) その他待遇等

- ・国民健康保険及び国民年金は自己加入となります。
- ・雇用保険の加入はありません。
- ・損害賠償保険など、活動中の事故等に適用される保険への加入をお勧めします。
- ・業務遂行に支障とならない範囲で副業は可能です。
- ・村内には民間借家等はありません。住宅については、公営住宅または借家（空き家）の紹介となりますので、採用決定後にご案内いたします。
- ・住居等にかかる賃貸料の一部（月5万円上限）を村で負担します。
- ・車両利用負担金として、活動に使用する車両（※私用車などを活動に要するものを各自準備すること）について利用料、燃料費の一部（月3万5千円上限）を村で負担します。
- ・活動で使用する農機具やパソコンなどについては協議の上、活動費として負担を検討いたします。
- ・引っ越しに必要な経費は本人負担となります。
- ・家具家電の購入費、食費、日用品費、光熱水費などの生活費は本人負担となります。

### 【募集期間】

令和7年12月1日（月）～令和7年12月26日（金）

※受付時間 8時30分～17時15分（土日祝日を除く）

※上記期間で定員を満たない場合は通年の募集とし、募集人数に達した時点で終了となります。

### 【提出書類】

- ・「東秩父村地域おこし協力隊」エントリーシート
- ・「あなたが東秩父村で目指す農業と、その実現に向けた計画について」の自由記述  
(任意様式 A4・1枚以内)
- ・自動車運転免許証の写し
- ・住民票（過去3ヶ月以内発行）の写し
- ・その他の農業にかかわる有資格者・経験者は、資格や実績が確認できる書類  
(例) 卒業証明書、研究論文、在職証明書、農家台帳の写し、実績、経験についての自由記述など

※提出された書類は返却いたしません。

### 【選考の流れ】

#### (1) 第1次選考：書類選考

提出された書類を基に書類選考を実施します。

#### (2) 第2次選考：面接試験

第1次選考合格者を対象に、面接試験を実施します。

試験日程は、第1次選考合格者の方の希望を踏まえ、調整して決定します。

#### (3) 最終結果

文書で対象者に通知します。

※なお、選考に対し必要な交通費等は個人負担となります。

### 【応募・問合せ先】

東秩父村役場企画財政課地域政策担当

住所 埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂 634

電話 0493-82-1221 (代表)

Fax 0493-82-1562

E-Mail kikaku@vill.higashichichibu.saitama.jp